

医療勤務環境改善支援事業実施要綱

平成 27 年 2 月 13 日付け医政第 1323 号

平成 30 年 4 月 1 日付け医政第 32 号

第 1 目的

この事業は、「医療勤務環境改善マネジメントシステムに関する指針」（平成 26 年 9 月 26 日付け厚生労働省告示第 376 号。以下「指針」という。）に基づく勤務環境の改善に関する計画（以下「改善計画」という。）を作成し、勤務環境の改善に取り組む病院及び診療所（以下「医療機関」という。）を支援することにより、医師や看護師をはじめとした医療従事者の勤務負担を軽減し働きがいを高め、離職防止・定着を図り、もって安全で質の高い医療の提供に資することを目的とする。

第 2 補助対象事業

改善計画に定められ、かつその計画に基づく改善目標を達成するために実施する次に掲げる事業とする。

- (1) 働き方の改善に関する事業
- (2) 医療従事者の健康の支援に関する事業
- (3) 働きやすさの確保のための環境の整備に関する事業
- (4) 働きがいの向上に関する事業
- (5) その他必要な事業

第 3 事業実施主体

組織全体の取組として指針に基づく改善計画を作成し、改善計画に定めた事項を適切かつ継続的に実施している岩手県内に所在する医療機関の開設者とする。

第 4 事業の申請等

- 1 事業実施主体は、本事業を実施しようとするときは、別に定める期日までに、医療勤務環境改善支援事業計画書（以下「事業計画書」という。）を知事に提出するものとする。
- 2 知事は、1 の規定により事業計画書の提出があったときは、事業計画書を審査のうえ、適当と認めるときは、事業実施主体に対し採択通知書を交付するものとする。

第 5 助成

知事は、予算の範囲内で、第 2 に定める事業に要する経費について、別に定めるところにより事業実施主体に対して助成するものとする。